

(仮 訳)

プレス・リリース

2015 年 12 月 16 日
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会が実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則
の取組みに関する第 3 回進捗報告書を公表**

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は、本日、『実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則』（以下、「諸原則」）に係る銀行の取組みについて進捗報告書を公表しました。諸原則は、銀行のリスク管理実務と意思決定プロセスを向上させるため、銀行のリスクデータ集計とリスク報告実務を強化することを企図して 2013 年に公表されたものです。グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に指定された銀行は、2016 年までに諸原則を完全な形で実施することが求められます。

本日公表された進捗報告書は、2015 年の銀行の取組み状況を概観するもので、G-SIBs が直面している課題とともに、諸原則遵守に向けた全般的な準備状況を改善するための諸施策を説明しています。G-SIBs は本件の重要性に対する認識を一段と深め、諸原則の実施に向けた取組みを進めてきました。しかしながら、重要な課題は未だ残っており、いくつかの銀行は依然として期限までに諸原則遵守を達成出来ない見込みです。本報告書では、諸原則遵守を促進するため、以下のような追加的な勧告を行っています。

- 監督当局は脆弱性を評価するため、データ集計に係る要件について、より深度ある専門的な検証を実施すべき。
- 銀行は手作業で行うプロセスに関するガバナンス体制を適切に整備すべき。
- 銀行の諸原則の遵守状況は、2016 年初に独立的な評価の対象とされるべき。

諸原則は、第 1 段階として全ての G-SIBs を適用対象とします。更にバーゼル委は、各国当局が国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）として認定した銀行に対しても、認定から 3 年後にこれらの諸原則を適用することを奨励しています。